

委 託 契 約 書

茨城県立中央病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
消防設備点検整備業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、消防設備点検整備業務委託を別添仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり乙に委託する。

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。
2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和7年 月 日から令和8年3月20日までとする。

(委託料)

第4条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)は、金 円(うち消費税及び
地方消費税額 円)とする。

(業務完了報告書)

第5条 乙は、委託業務が終了した日から30日以内に業務完了報告書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、半期ごとに委託業務の実施結果について甲の検査を受けた後、別表1の額を甲に請求する。甲は、この請求により、委託料を支払うものとする。
2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰することが明らかなものについては、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅延の場合の違約金)

第9条 乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(再委託)

第10条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託をすることはできない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

(委託業務の変更等)

第11条 甲は、委託業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が委託業務の実施について改善する必要があるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(改善の指示等)

第12条 甲は、委託業務の実施について改善する必要があるときは、その改善事項を乙に指示できるものとする。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約違反による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

る。

- 3 甲は、委託事業が完了し甲が委託料を乙に支払った後に、乙がこの契約に違反したことが明らかになった場合、乙に対し委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(権利義務の譲渡)

- 第 15 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(著作権の帰属)

- 第 16 条 委託業務に係る成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利(同法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権等」という。)は乙に帰属する。

(秘密の保持)

- 第 17 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務の成果(委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。
- 3 前 2 項の規定については、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第 19 条 乙は、委託業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかなければならない。
- 2 乙は、前項に係る帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

(実施状況の調査等)

- 第 20 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査できるものとする。
- 2 乙は、甲から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 21 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(暴力団排除措置)

第 22 条 乙は、委託業務の実施にあたり、茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例 第 36 条)第 7 条の規定に基づく別紙誓約書を契約締結時に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定の実効を規定するため、必要に応じ警察本部に対する照合を行うことができるものとする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長 島居 徹

乙

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

委託業務を実施するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等(磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。)は、複写し、又は複製してはならない。

5 返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。

別表 1

期別ごとの委託料明細表

点 検	実施時期	金 額	うち消費税及び 地方消費税
1 回目	契約当初から 令和 7 年 9 月まで	円	円
2 回目	令和 7 年10月から 令和 8 年 3 月まで	円	円